

6 業務内容

既述した当該業務の目的及び業務履行条件に基づいて、次の各号に掲げる内容の業務を行うこととする。

(1) 保守業務

ア 機器等の障害の原因究明及び修復

機器等に障害が発生した場合、津市教育委員会事務局及び学校へ直接聞き取り、または現地へ赴く等により、障害原因の切り分けも含め、状況等を調査・把握し、誠実かつ速やかに問題の解決を行うこと。

イ OS、システムパッケージ、データベース等の修正プログラムの適用

これらの修正プログラムがリリースされた際は、ただちに津市教育委員会事務局に報告することとする。ただし、修正プログラムの適用に当たっては、事前に津市教育委員会事務局と協議の上、適用の可否及び実施日時等を決定すること。

(2) 運用サポート業務

ア 津市教育委員会事務局からの問い合わせ等への対応

電話、電子メール等により対応すること。問い合わせについては、システムの運用主管部署（教育研究支援課）から行うこととする。

イ システムパッケージ、データベース等のバージョンアップ

これらのプログラムの最新版がリリースされた際は、直ちに津市教育委員会事務局に報告することとする。ただし、バージョンアップの実施にあたっては、事前に津市教育委員会事務局と協議の上、適用の可否及び実施日等を決定すること。